

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先番号	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する特定個人情報
1	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下この条において「生活保護関係情報」という。）であって第十五条で定めるもの
2	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十四の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの	生活保護関係情報であって第十六条で定めるもの
3	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十八の項	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第二十条で定めるもの	生活保護関係情報であって第二十条で定めるもの
4	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表二十の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	生活保護関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下この条において「外国人生活保護関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
5	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表二十八の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第三十条で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表三十七の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	生活保護関係情報であって第三十九条で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四十二条で定めるもの
8	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四十四条で定めるもの
9	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十八の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの
10	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十九の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	生活保護関係情報であって第五十一条で定めるもの
11	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表五十三の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの
12	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表五十九の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第六十一条で定めるもの
13	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表六十三の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第六十五条で定めるもの

提供先番号	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する特定個人情報
14	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表六十九の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第七十一条で定めるもの
15	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表七十四の項	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって第七十六条で定めるもの	生活保護関係情報であって第七十六条で定めるもの
16	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表七十五の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	生活保護関係情報であって第七十七条で定めるもの
17	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表七十六の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第七十八条で定めるもの
18	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十六の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	生活保護関係情報であって第八十八条で定めるもの
19	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十七の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十九の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第九十一条で定めるもの
21	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表九十六の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第九十八条で定めるもの
22	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百八の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第一百条で定めるもの
23	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百二十五の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
24	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百三十二の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三百三十四条で定めるもの	生活保護関係情報であって第三百三十四条で定めるもの
25	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百四十一の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第四百三十三条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四百三十三条で定めるもの
26	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百四十四の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第四百四十六条で定めるもの	生活保護関係情報であって第四百四十六条で定めるもの
27	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百五十一の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第五百五十三条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第五百五十三条で定めるもの

提供先番号	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する特定個人情報
28	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百五十五の項	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百五十七条で定めるもの
29	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百五十八の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	生活保護関係情報であって第百六十条で定めるもの
30	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六十一の項	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百六十三条で定めるもの
31	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六十七の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百六十九条で定めるもの
32	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六十八の項	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十条で定めるもの
33	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六十九の項	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十一条で定めるもの
34	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百七十の項	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの
35	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百七十一の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十三条で定めるもの
36	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百七十二の項	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの